

# 申立書の作成要領

## 1 申立書の記載内容

- (1) 申立書の書き方は、別記記載例を参考にしてください。  
記載例はあくまで例示ですから、申立書は、実際の事件にのっとって書いてください。複数枚になっても結構です。
- (2) 申立書には、次のことを必ず書いたうえで、申立人の氏名を記載してください。
  - ア 申立ての日付
  - イ 申立人の住所及び氏名  
労働組合の場合は、主たる事務所の所在地、組合の名称及び代表者の職氏名です。申立人が複数で書ききれないときは、別に申立人名簿を付けてください。
  - ウ 被申立人の住所及び氏名  
法人の場合は、主たる事務所の所在地、法人の名称及び代表者の職氏名です。
  - エ 請求する救済の内容
  - オ 不当労働行為を構成する具体的事実

## 2 請求する救済の内容の書き方

- (1) 労働委員会から被申立人に対して、どのような命令を出してもらいたいかを書くものです。箇条書で、具体的に書いてください。
- (2) 記載例のほかに、事案によって、例えば、「解雇を撤回し、原職に復帰させるとともに、解雇から復職までの間の給与相当額を支払わなければならない。」といった請求をしたり、誓約書等の掲示又は手交を請求することがあります。

## 3 不当労働行為を構成する具体的事実の書き方

- (1) 請求する救済の内容の原因となった事実であり、審査は専ら、ここに記載された事実の存否や態様を明らかにするために行われます。
- (2) 次のことに注意して、日時を追って、箇条書で、具体的に書いてください。
  - ア 労働組合法第7条第1号（不利益取扱い）に当たる場合  
不利益取扱いのあった年月日、内容、理由及び不利益取扱いを受けた者の組合活動が不利益取扱いの真の理由であるという事実とその主張
  - イ 労働組合法第7条第2号（団体交渉拒否）に当たる場合  
団体交渉を申し入れた年月日と交渉事項及び使用者が団体交渉を拒否した年月日とその理由
  - ウ 労働組合法第7条第3号（支配介入）に当たる場合  
いつ、どこで、だれが、だれに対して、どうしたという事実及びその事実が使用者の労働組合の結成、運営に対する支配介入に当たるという主張
  - エ 労働組合法第7条第4号（報復的不利益取扱い）に当たる場合  
アを参考にして書いてください。

### <参考> 証拠の提出

上記3に記載した事実を疎明するため整理した書証があれば、申立書と同時に提出してください。

なお、書証を提出するときは、証拠説明書を併せて提出してください。

おって、人証についても、できるだけ早い時期に証人等尋問申請書を提出してください。

別記

記載例

令和〇年〇月〇日

茨城県労働委員会  
会長

殿

申立人 所在地 〒000-0000 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号  
氏名 X労働組合 執行委員長 □□□□  
申立人 住所 〒000-0000 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号  
氏名 △△△△

## 申 立 書

労働組合法第7条第1, 2, 3号違反について、労働委員会規則第32条により、下記のとおり申し立てます。

### 記

1 被申立人 所在地 〒000-0000 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号  
名称 Y株式会社  
代表者職氏名 代表取締役 ◇◇◇◇

### 2 請求する救済の内容

- 被申立人Y株式会社は、申立人△△△△に対する令和〇年〇月〇日付けの配置転換命令を撤回し、同人を原職に復帰させなければならない。
- 被申立人Y株式会社は、申立人X組合の要求は受け入れられないことを理由として、申立人X組合が令和〇年〇月〇日付けで申し入れた令和〇年度の賃上げに関する団体交渉を拒否してはならない。
- 被申立人Y株式会社は、申立人X組合の組合員に対し組合脱退を働き掛けるなどして、申立人X組合の運営に支配介入してはならない。

### 3 不当労働行為を構成する具体的事実

#### (1) 当事者

ア 被申立人Y株式会社（以下「会社」という。）は、肩書地に本社及び工場を置き、××市に営業所を有し、〇〇業を営んでいる。会社の従業員数は、現在〇人である。

イ 申立人X労働組合（以下「申立人組合」という。）は、会社の従業員が結成している労働組合であり、組合員数は、現在〇人である。

申立人△△△△（以下「申立人△△」という。）は、平成〇年〇月〇日に会社に入社し、本社営業課に勤務してきた。申立人△△は、入社と同時に申立人組合に加入し、以降、執行委員、書記次長などを務め、現在申立人組合の書記長である。

ウ 会社には、申立人組合のほか、別組合として〇労働組合があり、組合員数は、現在約〇人である。

(2) 団体交渉の拒否

令和○年○月○日、申立人組合は、会社に対し、賃上げ1人平均○円を内容とする要求書を提出し、同内容についての団体交渉を申し入れた（甲1）。

申立人組合は、同月○日及び○日にも口頭をもって交渉を要望した。ところが、同月○日、会社の◇◇◇◇代表取締役は、会社社長室で、申立人組合の□□□□執行委員長に対し、「組合の要求は到底受け入れられないので交渉しても無駄である。」と言って団体交渉を拒否し、現在に至っている。

(3) 組合脱退勧奨

ア 令和○年○月○日、申立人組合は、上記(2)の事態を打開するため、同月○日に○時間ストライキに突入する旨を会社に通告し、予定どおり実施した。

イ 申立人組合のストライキの2日前の同月○日、会社のA専務取締役は、役員室に課長以上の幹部を集め、「このままでは、組合により会社がつぶされてしまう。組合の力を弱めるために、部下の従業員に対し、組合からの脱退を呼び掛けてもらいたい。」と指示した。

ウ これを受けて、会社のB開発事業課長は、翌日の同月○日の午後○時に、同課の従業員で申立人組合員であるCをその自宅に訪ね、「会社を守るために、組合から抜けて欲しい。」と勧めた。さらに、同課長は、同月○日の午後○時ころ、電話により申立人組合員である同課の従業員○人に対し、「組合から抜けるように。」と話した。

(4) 申立人△△の配置転換

ア 申立人組合のストライキ実施後の同月○日、会社は、申立人△△に対し、同月○日付けの××営業所への配置転換を命じた（甲2）。

イ 申立人△△は、申立人組合の書記長として申立人組合の中心となって活動してきた。今回のストライキにおいても、申立人△△は重要な役割を担っていたところ、会社のD常務取締役は、ストライキ中に、申立人△△に対し「お前は営業所に飛ばしてやる。」などと言っていた。

ウ 申立人△△が本社を離れて××市へ行くことは、申立人△△の生活及び組合活動に支障が生じるとともに、組合運営にとっても多大な支障が生じることとなる。会社は、ストライキに対し報復するとともに、申立人組合の弱体化をねらって、申立人△△に配置転換を命じたものである。

(5) 結論

以上、会社の賃上げ要求に関する団体交渉拒否は正当な理由がないものとして労働組合法第7条第2号に、組合員に対する脱退勧奨は同条第3号に、また、申立人△△の配置転換は同条第1号及び第3号に該当する不当労働行為である。

※ 記載例では、次の書類が申立書と同時に提出されています。

- ・ 書 証 … 甲第1号証「団体交渉申入書」  
甲第2号証「辞令」
- ・ 証拠説明書 … 甲第1号証及び第2号証に係るもの